

平成 27 年度

# 図 書 館 要 覧

日 高 市 立 図 書 館

## 目 次

1	日高市立図書館の概要	1
1-1	沿 革	
1-2	施 設	
2	平成26年度図書館運営計画	5
2-1	基本方針	
2-2	重点施策	
2-3	平成27年度予算	
2-4	平成27年度事業計画	
3	図書館資料	8
3-1	蔵書数	
3-2	雑 誌	
3-3	新 聞	
3-4	その他	
4	平成26年度図書館利用状況	11
4-1	貸出冊数及び貸出者数	
4-2	月別貸出状況	
4-3	曜日別及び一日平均貸出状況	
4-4	登録者数	
4-5	予約・リクエスト受付件数	
4-6	相互貸借冊数	
4-7	レファレンス件数	
4-8	コピー件数・枚数	
4-9	図書館サービス指標	
4-10	日高市・飯能市相互利用状況	
4-11	川越都市圏広域利用状況	
4-12	貸出ベスト	
5	平成26年度図書館行事	18
6	視聴覚ライブラリー利用状況	21
6-1	教材・教材の保有数	
6-2	利用状況	
7	条例・施行規則	22

# 1 日高市立図書館の概要

(1) 名 称 日高市立図書館

(2) 所在地 〒350-1231 埼玉県日高市大字鹿山370番地20

JR高麗川駅から徒歩7分

電話 042(985)5121 FAX 042(984)1081

(3) 市の面積 47.48km<sup>2</sup>

(4) 人口 57,165人 (平成27年4月1日現在)

男 28,553人 女 28,612人

(5) 世帯数 23,318世帯

(6) ホームページ <http://www.lib.hidaka.saitama.jp/>

## 1-1 沿革

- |       |    |                          |
|-------|----|--------------------------|
| 昭和57年 | 4月 | 日高町立図書館開館(土曜日のみ開館)       |
| 昭和58年 | 4月 | 図書館専任職員1名配置              |
|       | 5月 | 開館日を火・木・土曜日に変更           |
| 昭和59年 | 6月 | 移動図書館を庁用ライトバンで運行開始       |
|       |    | 移動図書館駐車場 10箇所            |
| 昭和60年 | 5月 | 開館日を火・木・土・日曜日に変更         |
|       | 7月 | 移動図書館車を購入「かわせみ号」と命名      |
|       |    | 移動図書館駐車場 21箇所            |
| 昭和61年 | 4月 | 職員1名増員 専任職員2名で図書館運営      |
|       | 5月 | 開館日を火～日曜日に変更             |
|       | 7月 | 移動図書館駐車場 31箇所            |
| 昭和62年 | 5月 | 配本連絡車開始 町内公民館及び地域文庫に定期配本 |
|       |    | 巡回                       |
|       | 9月 | 新館の設計開始                  |
| 昭和63年 | 3月 | 新館の設計終了                  |
|       | 4月 | 専任館長1名 職員2名増員            |
|       | 8月 | 新館建設工事着工                 |

平成	元年	4月	係長1名 職員1名増員 計7名
平成	元年	5月	新館完成
平成	元年	8月	新館開館（12日） 生涯学習センター式典及び記念事業 （旧図書館は分室） 図書館電算システム導入
平成	2年	4月	移動図書館駐車場 22箇所 視聴覚ライブラリーの貸出業務を図書館で開始
		12月	国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入
平成	3年	4月	利用者端末機設置
		5月	職員1名増員 計8名
		10月	市制施行
平成	4年	3月	分室廃止 施行規則改正
		4月	視聴覚ライブラリー業務が図書館に移管
		6月	対面朗読サービスの開始
平成	5年	3月	リサイクル図書コーナーの設置
		5月	洋書コーナーの設置
		10月	移動図書館車の更新
平成	6年	2月	漫画コーナーの設置
		4月	職員1名増員 計9名 飯能市との広域利用（試行）の開始
		10月	楽譜コーナーの設置
平成	7年	4月	職員1名増員 計10名
		10月	図書館電算システムの更新
平成	9年	7月	川越都市圏内（川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町 ・毛呂山町及び越生町）公立図書館の相互利用の開始
平成	10年	4月	職員1名減員 計9名
平成	11年	4月	個人貸出の館外利用を5冊以内から10冊以内に変更
平成	11年	10月	早稲田大学所沢図書館が地域開放 （所沢・狭山・入間・飯能・日高の5市民へ） 移動図書館駐車場 11箇所（1箇所減）

- 平成12年 3月 「布の絵本」の貸出し開始
- 4月 市史編さん業務が図書館に移管  
埼玉女子短期大学図書館が日高市民に開放
- 6月 日高市立図書館での市刊行物（市史）の販売開始
- 10月 図書館電算システムの更新
- 平成13年 4月 職員1名減員 計8名  
国民の祝日の臨時開館開始（日曜日と重なる日のみ）
- 9月 図書館ホームページ開設
- 平成14年 4月 係長1名増員 職員1名減員 計8名  
移動図書館駐車場 10箇所（1箇所減）
- 7月 インターネット閲覧専用端末2台設置
- 12月 開館時間延長の開始（試行）（毎週水曜日のみ、午後6時まで）
- 平成15年 4月 職員1名増員 計9名  
職員の勤務時間一部変更（開館時間延長の当番は1時間時差出勤）  
移動図書館駐車場 9箇所（1箇所減）  
ブックスタートの開始（保健相談センターの4か月児健康診査時）
- 平成16年 4月 開館時間の一部変更  
（水曜日は午前9時から午後6時まで）  
移動図書館駐車場 11箇所（2箇所増）
- 10月 飯能市日高市図書館広域利用協定の締結
- 平成17年10月 図書館電算システムの更新
- 平成18年 4月 移動図書館駐車場 9箇所（2箇所減）
- 11月 開館時間の変更（試行）（10日）（火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで）
- 平成19年 4月 職員1名減員 計8名  
開館時間の変更（火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで）

		移動図書館駐車場 8箇所（1箇所減）
	9月	移動図書館の運行廃止
	10月	インターネットによる貸出予約及び蔵書検索開始
	11月	城西大学水田記念図書館と相互協力の締結
平成20年	4月	職員1名減員 計7名
平成22年	4月	読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰受賞
	10月	図書館電算システムの更新
平成25年	7月	モバイルサイトを開設 携帯電話からの資料検索可能
	11月	DVDの貸出開始

## 1-2 施設

複合施設	図書館・教育センター・保健相談センター (総称「日高市生涯学習センター」)
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	9,316.5 m <sup>2</sup>
延床面積	3,760.6 m <sup>2</sup> (図書館部分 2,385 m <sup>2</sup> )
1階	図書室 [一般書コーナー、郷土・参考図書コーナー、 視聴覚・新聞雑誌コーナー、児童コーナー] 事務室、対面朗読・録音室、コンピュータ室、 BM作業室、BM車庫
2階	書庫、視聴覚室、会議室、研修室

## 2 平成27年度図書館運営計画

### 2-1 基本方針

日高市立図書館では、日高市教育行政重点施策に基づき、日高市が進めている生涯学習を市民が生きがいとして見出し、いきいきとした生活が営める、生涯にわたる自主的な学習要求に応え、「本との出会い、人との出会い」を目標に心豊かに市民の生活・文化が向上するための中心施設として図書館活動を行う。

### 2-2 重点施策

#### (1) 図書館資料の整備・充実

- ① 一般図書・児童図書の計画的収集
- ② 配本用図書の充実
- ③ 参考図書・郷土資料の整備充実
- ④ 視聴覚資料の整備充実
- ⑤ 「布の絵本」の製作及び貸出

#### (2) 図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の利用の促進
- ② 図書館行事の充実
- ③ 障がい者サービスの推進
- ④ 図書リサイクルの実施
- ⑤ インターネットによる情報収集機会の提供

#### (3) 図書館サービス網の充実

- ① 県立図書館、近隣公共図書館との連携
- ② 公民館、学校図書館との連携
- ③ 飯能市立図書館との広域利用の推進
- ④ 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の4市3町（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町）との広域利用の推進

## 2-3 平成27年度予算（当初予算）

（1）一般会計予算に占める割合

〔単位 千円〕

一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	
				資料費
18,460,000	2,208,007	348,184	29,001	11,122
100%	11.96%	1.89%	0.16%	0.06%

（2）図書館費内訳

目	節	予算額	備 考
図書館費	報酬	146	図書館整理員等臨時職員9人 資料費内訳 需用費 ・一般書 5,050 ・高麗郡建郡関連資料 250 ・児童書 2,190 ・雑誌その他 2,332 ・視聴覚資料 1,000 備品購入費 ・図書備品 300 電算システム等借上料 図書備品
	共済費	133	
	賃金	7,995	
	報償費	428	
	旅費	55	
	需用費	11,789	
	役務費	624	
	委託料	713	
	使用料及び賃借料	6,658	
	備品購入費	407	
	負担金、補助及び交付金	53	
合 計		29,001	

※人件費、施設管理費は含みません。



## 2-4 平成27年度事業計画

月	事業内容	月	事業内容
4	わらべうたの会 (4/9) 図書館子どもウィーク〈子ども読書週間〉(4/23～5/12) キャンドルナイトおはなし会・人形劇	10	企画展示「ロシア・東欧の絵本展」(10/1～11/8) 企画展おはなし会「ロシア・東欧のおはなし会」(10/4) わらべうたの会 (10/8) 連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(10/23) 企画展講演会「昔話を子どもたちへ」(10/30)
5	わらべうたの会 (5/14) 図書館映画会「金曜ロードショー」(5/15)		
6	わらべうたの会 (6/4) 連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(6/26) 一般向文化講座「懐かしくて新しい…活弁の世界」(6/26)	11	古典朗読CDを聴く集い (11/14) 読書アドベンチャー (11/14～2/20) わらべうたの会 (11/19) 図書館映画会「金曜ロードショー」(11/20)
7	わらべうたの会 (7/9) 児童文化講座「消しゴムはんこで作るはじめての蔵書印」(7/10・14) 図書館映画会「金曜ロードショー」(7/17) かがくあそび (7/21) 夏休み親子の文化講座「命の授業」(7/25) 古典朗読CDを聴く集い (7/28)	12	わらべうたの会 (12/10) キッズシネマ (12/19) ビブリオバトル (12/20)
		1	わらべうたの会 (1/14) 図書館映画会「金曜ロードショー」(1/15)
		2	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(2/5)
8	ビブリオバトル (8/2) 講演会「あの戦争と日高」(8/7) ちょっぴりこわいおはなし会 (8/19) こわ〜いおはなし会 (8/19) キッズシネマ (8/22)	3	大人のためのおはなし会 (3/4) 図書館まつり (3/5・6) わらべうたの会 (3/10) 図書館映画会「金曜ロードショー」(3/18) キッズシネマ (3/19)
9	わらべうたの会 (9/10) 図書館映画会「金曜ロードショー」(9/18) 講演会「恐竜博士と読もう!『せいめいのれきし』」(9/23) 講演会「知って安心 家族を守る防災備蓄のリストと収納のコツ」(9/25)		

- おはなしポケット・・・・・・・・・・毎週水曜日、春・夏・冬休み中の土曜日
- 新着図書案内・・・・・・・・・・図書展示及びリストの作成(随時)
- 配本・・・・・・・・・・公民館図書室等への配本(随時)
- 一般展示・・・・・・・・・・「各種文学賞」「時事テーマ」(随時)
- テーマ展示・・・・・・・・・・話題の事柄や季節、行事にちなんだ本の展示(随時)
- 学校訪問(おはなし会、ブックトーク)・市内各小・中学校、高校、院内学級、特別支援学校へ
- チムチム・くらぶ・・・・・・・・・・小学生対象(6月～3月第2土曜日、8・11・1月除く)
- 録音図書作成・・・・・・・・・・視覚障がい者向録音図書の作成
- ポケットうさぎコーナー設置・・・・・・・・学校訪問、おはなしポケットで紹介した本の展示
- おすすめ本リスト発行・・・・・・・・夏・冬の年2回、小学生向けリスト発行・配布

### 3 図書館資料

#### 3-1 蔵書数（雑誌は除く）

		平成 25 年度末 蔵書数	平成 26 年度		平成 26 年度末 蔵書数
			受入数	除籍数	
一般書	一般図書	122,875	3,001	2,678	123,198
	参考図書	4,218	57	0	4,275
	郷土資料	6,644	73	1	6,716
	合計	133,737	3,131	2,679	134,189
児童書	児童図書	54,194	1,466	1,694	53,996
	紙芝居	1,408	17	2	1,423
	布の絵本	116	5	0	121
	パネルアター	59	7	0	66
	エプロンアター	25	1	0	26
	合計	55,802	1,496	1,696	55,602
図書合計		189,539	4,627	4,375	189,791
AV資料	カセット	399	0	0	399
	CD	5,532	156	1	5,687
	LD	392	0	0	392
	ビデオ	748	0	0	748
	DVD	101	49	0	150
	合計	7,172	205	1	7,376
総合計		196,711	4,832	4,376	197,167

#### [分類別蔵書構成比]

	一般書	児童書
0 総記	3.7%	1.0%
1 哲学	2.7%	0.5%
2 歴史	8.3%	3.3%
3 社会科学	11.5%	3.2%
4 自然科学	6.9%	9.8%
5 工業	7.6%	2.8%
6 産業	2.5%	1.5%
7 芸術	10.4%	4.3%
8 言語	1.2%	0.7%
9 文学	36.6%	35.0%
参考図書	3.2%	—
郷土資料	5.0%	—
絵本	—	35.0%
紙芝居	—	2.6%

### 3-2 雑誌

(1) 購入雑誌

(平成27年4月1日現在)

No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存
1	ア AERA	1	42	シ 小説現代	3	83	ミ みんなの図書館	永
2	アサヒカメラ	3	43	小説新潮	3	84	メ メンズノンノ	3
3	イ ENGLISH JOURNAL	3	44	新潮	3	85	モ MOE	永
4	ウ ウィズ(w i t h)	3	45	ス スキージャーナル	3	86	ヤ やさい畑	3
5	潮	3	46	STORY	3	87	山と溪谷	3
6	美しいキノ	3	47	すばる	3	88	ユ ゆうゆう	3
7	エ 栄養と料理	3	48	スポーツ・グラフィック・ナンバー	3	89	ユリイカ	3
8	S Fマガジン	3	49	SUMAI no SEKKEI	3	90	リ 陸上競技	3
9	NHK すてきにハンドメイド	3	50	相撲	3	91	旅行読売	3
10	NHK きょうの健康	3	51	セ 世界	3	92	レ 歴史読本	3
11	NHK きょうの料理	3	52	ソ So-en	3	93	レコード芸術	3
12	NHK 趣味の園芸	3	53	壮快	3			
13	園芸ガイド	3	54	タ T I M E ・アジア版	1			
14	オ オール読物	3	55	短歌	3			
15	オレンジページ	3	56	チ 中央公論	3			
16	音楽の友	3	57	ツ つり人	3			
17	カ 会社四季報	3	58	テ テアトロ	3			
18	CG(加・グラフィック)	3	59	鉄道ジャーナル	3			
19	キ キネマ旬報	3	60	テニスマガジン	3			
20	ク 暮らしの手帖	3	61	天文ガイド	3			
21	クロワッサン	3	62	ニ 日経サイエンス	3			
22	群像	3	63	日経パソコン	3			
23	ケ 芸術新潮	3	64	日本児童文学	3			
24	コ 航空ファン	3	65	ニュートン	3			
25	こどもとしょかん	永	66	ノ non・no	3			
26	ゴルフダイジェスト	3	67	ハ 俳句	3			
27	碁ワールド	3	68	バスケットボール	3			
28	サ サッカーマガジンZONE	3	69	バレーボール	3			
29	サライ	3	70	ヒ B E - P A L	3	〈 児童向け 〉		
30	サンデー毎日	1	71	ひよこクラブ	3	94	カ かがくのとも	永
31	シ J T B時刻表	3	72	福祉	3	95	コ 子供の科学	永
32	C Dジャーナル	3	73	婦人公論	3	96	こどものとも	永
33	じゃらん	3	74	婦人之友	3	97	こどものとも年少版	永
34	週刊朝日	1	75	武道	3	98	こどものとも年中向き	永
35	週刊エコノミスト	1	76	プレジデント	3	99	こどものとも012	永
36	週刊金曜日	1	77	文學界	3	100	タ たくさんのふしぎ	永
37	週刊新潮	1	78	文藝	3	101	チ ちいさなかがくのとも	永
38	週刊東洋経済	1	79	文藝春秋	3	102	テ テルミ	永
39	週刊文春	1	80	ホ Voice	3			
40	ジュリスト	3	81	本の雑誌	3			
41	将棋世界	3	82	ミ ミュージックマガジン	3			

## (2) 寄贈雑誌(登録しているもの)

No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日	No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日
1	E S S E	3	—	13	高麗峠	永	35号:1974.9.1~
2	家の光	3	—	14	かわせみ	永	9号:1997.3.31~
3	スッカラ	3	—	15	文芸埼玉	永	13号:1975.3.31~
4	俳句界	3	—	16	文芸川越	永	18号:1998.10.1~
5	MAMOR	3	—	17	文芸はんのう	永	1号:1981.2.25~
6	食品と暮らしの安全	3	2012.4~	18	武蔵野ペン	永	31号:1982.12.1~
7	健康365	3	2012.4~	19	さやま	永	創刊号:1997.3.1~
8	with Pets	3	2014.1~	20	波奈美都樹(ハナミズキ)	永	No.13:1999.3.25~
9	ちゃぐりん	3	2013.7~	21	響(ヒビキ)	永	2007.11~
〈郷土資料雑誌〉				22	文藝おごせ	永	2009.3~
10	文芸ひだか	永	1号:1988.2.29~	23	飯能ペン	永	第5号:1996~2012
11	日高路	永	194号:1982.5.1~				
12	ひわだの	永	191号:1984.12.31~				

## 3-3 新聞

## (1) 購入新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	ア 朝日新聞※	永	1944.1~1955.12 1982.4~	9	ニ 日経産業新聞	2	—
2	サ 埼玉新聞※	永	1980.7~	10	日経流通新聞	2	—
3	産経新聞	2	—	11	日本経済新聞※	永	1988.1~12 1990.6~
4	シ Japan Times	2	—	12	フ 文化新聞	永	1981.1~1982.12 1984.1~
5	週刊読書人	永	1997.10.3~	13	マ 毎日小学生新聞	2	—
6	ス スポーツニッポン	2	—	14	毎日新聞※	永	1987.4~
7	ト 東京新聞	2	—	15	ヨ 読売新聞※	永	1987.4~
8	ニ 日刊工業新聞	2	—				

※縮小版にて永久保存

## (2) 寄贈新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	シ 社会新報	2	—				
2	シ 出版ダイジェスト	永	—				
3	シ しんぶん赤旗	2	—				
4	フ プレス民主	2	—				

## 3-4 その他

- |         |              |            |
|---------|--------------|------------|
| 1 官報    | 4 広報ひだか      | 7 日高市議会だより |
| 2 県民だより | 5 さいたま県議会だより | 8 文部広報     |
| 3 厚生福祉  | 6 さいたま県報     |            |

## 4 平成26年度 図書館利用状況

### 4-1 貸出冊数及び貸出者数

#### (1) 全館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計				A V資料	
		一般書	児童書	雑誌			
25	260,690	238,231	141,369	80,040	16,822	22,459	64,760
26	254,993	233,856	137,535	80,275	16,046	21,137	63,828

※A V資料にはLDの館内視聴利用数を含む。 ※団体を含む。

#### (2) 内訳

##### ア 図書館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)	開館 日数
	総数	図書合計				A V資料		
		一般書	児童書	雑誌				
25	254,621	232,170	140,885	74,547	16,738	22,451	63,859	287
26	248,841	227,706	136,752	74,963	15,991	21,135	62,894	290

##### イ 団体貸出

年度	貸出冊(点)数					貸出者数 (延)
	総数	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
25	6,069	484	5,493	84	8	897
26	6,152	783	5,312	55	2	934

## 4-2 月別貸出状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
貸出 冊数	19,791	19,945	20,575	24,457	26,560	20,246	
貸出者 数(延)	5,084	5,088	5,116	6,103	6,738	4,996	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出 冊数	21,078	21,885	19,833	20,850	17,155	22,618	254,993
貸出者 数(延)	5,467	5,193	5,067	5,107	4,241	5,628	63,828

## 4-3 曜日別及び一日平均貸出状況

曜日	火	水	木	金	土	日	一日平均
冊数	821	814	698	702	1,108	1,092	879

## 4-4 登録者数・利用者数

### (1) 登録者数(個人・団体)

※平成27年4月1日現在

年度	児童 0~12歳	学生 13~18歳	一般 19歳~	合計	団体
25	3,483	2,908	41,495	47,886	145
26	3,430	2,914	42,481	48,825	154

### (2) 地区別個人登録・利用者数

※平成27年4月1日現在

地区	児童	学生	一般	合計
高麗	204	47	1,181	1,432
	455	446	10,283	11,184
高麗川	824	185	2,198	3,207
	1,416	1,335	15,616	18,367
高萩	682	95	1,222	1,999
	1,393	899	10,623	12,915
市外 (飯能市含む)	53	25	581	659
	166	234	5,959	6,359
合計	1,763	352	5,182	7,297
	3,430	2,914	42,481	48,825

※上段：利用者数 下段：登録者数

※ 利用者数……年度中に一度以上貸し出した者の数

## (3) 年齢別登録者数 (個人)

※平成 27 年 4 月 1 日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	232	1,452	777	697	1,125	
女	237	1,509	698	742	1,185	
計	469	2,961	1,475	1,439	2,310	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	2,952	4,818	2,568	1,938	4,821	21,380
女	3,421	6,406	4,661	3,343	5,243	27,445
計	6,373	11,224	7,229	5,281	10,064	48,825

※個人；市内・飯能・広域

## (4) 年齢別利用者数 (個人)

※平成 27 年 4 月 1 日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	157	649	107	40	57	
女	158	799	111	94	115	
計	315	1,448	218	134	172	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	106	261	308	247	1,018	2,950
女	262	835	612	440	921	4,347
計	368	1,096	920	687	1,939	7,297

※個人；市内・飯能・広域

#### 4-5 予約・リクエスト受付件数

一般書	児童書	AV資料	合計
9,375	504	839	10,718

#### 4-6 相互貸借冊数

	合計冊数	貸借先内訳		
		県内図書館	国会図書館	他県図書館
貸出	513	512	0	1
借用	2,963	2,935	3	25

#### 4-7 レファレンス件数

口頭	電話	文書	合計
3,676	31	0	3,707

#### 4-8 コピー件数・枚数

件数	枚数
436	1,960



## 4-9 図書館サービス指標（個人）

平成27年4月1日現在

(1) 登録率（市内登録者数÷人口×100）

$$42,466 \text{ 人} \div 57,165 \text{ 人} \times 100 \approx 74.3\%$$

(2) 人口1人当たりの貸出点数（貸出点数÷人口）

※貸出点数はAV資料や雑誌を含む

[貸出密度]  $254,993 \text{ 点} \div 57,165 \text{ 人} \approx 4.46 \text{ 点}$

(3) 登録者1人当たりの貸出点数（貸出点数÷登録者数）

[実質貸出密度]  $254,993 \text{ 点} \div 48,825 \text{ 人} \approx 5.22 \text{ 点}$

(4) 蔵書回転率（貸出点数÷蔵書点数）

$$254,993 \text{ 点} \div 206,071 \text{ 点} \approx 1.24 \text{ 回}$$

(5) 人口1人当たりの蔵書点数（蔵書点数÷人口）

$$206,071 \text{ 点} \div 57,165 \text{ 人} \approx 3.60 \text{ 点}$$

(6) 人口1人当たりの資料費（資料費÷人口）

$$11,122,000 \text{ 円} \div 57,165 \text{ 人} \approx 194.6 \text{ 円}$$

## 4-10 日高市・飯能市相互利用状況

飯能市立図書館の利用状況（富士見分室、名栗分室、こども図書館含む）

日高市民	新規登録者数	利用者数	貸出冊数
	452	9,394	41,621

日高市立図書館の利用状況

飯能市民	新規登録者数	利用者数	貸出冊数
	58	3,553	15,989

## 4-11 川越都市圏広域利用状況

（新規登録者数）

	日高図	川越図	坂戸図	鶴ヶ島図	川島図	毛呂山図	越生図
日高市民		30	9	184	0	21	6
川越市民	17		62	362	27	6	4
坂戸市民	23	64		334	9	44	4
鶴ヶ島市民	11	99	152		0	6	5
川島町民	0	14	14	2		1	0
毛呂山町民	11	5	25	26	0		11
越生町民	2	5	12	9	0	70	

（利用者数）

	日高図	川越図	坂戸図	鶴ヶ島図	川島図	毛呂山図	越生図
日高市民		1,041	415	7,996	3	1,036	92
川越市民	303		1,050	16,025	449	420	27
坂戸市民	909	3,470		19,385	313	2,932	133
鶴ヶ島市民	258	8,972	5,300		13	425	286
川島町民	0	963	336	291		4	0
毛呂山町民	233	181	578	850	0		572
越生町民	63	38	43	173	0	3,902	

（貸出冊数）

	日高図	川越図	坂戸図	鶴ヶ島図	川島図	毛呂山図	越生図
日高市民		3,134	1,143	39,729	8	5,051	429
川越市民	1,232		4,910	75,352	2,110	2,737	170
坂戸市民	4,139	9,246		89,325	1,583	12,651	519
鶴ヶ島市民	927	25,325	18,646		48	1,635	619
川島町民	0	2,368	1,589	1,229		26	0
毛呂山町民	877	586	2,685	3,498	0		2,276
越生町民	183	86	114	844	0	16,935	

## 4-12 貸出ベスト

### (1) 一般書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	プラチナデータ	東野 圭吾	3	64
2	白ゆき姫殺人事件	湊 かなえ	2	54
3	村上海賊の娘 上巻	和田 竜	2	48
4	桜ほうさら	宮部 みゆき	2	47
5	豆の上で眠る	湊 かなえ	2	46
6	祈りの幕が下りる時	東野 圭吾	2	45
	マスカレード・ホテル	東野 圭吾	2	45
	村上海賊の娘 下巻	和田 竜	2	45
9	海賊とよばれた男 上	百田 尚樹	2	44
	舟を編む	三浦 しをん	2	44

### (2) 児童書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	11ぴきのねこ ふくろのなか	馬場 のぼる	9	104
2	りんごかもしれない	ヨシタケ シンスケ	6	96
3	たからさがし	中川 李枝子	5	94
4	11ぴきのねこ	馬場 のぼる	11	91
5	おばけのてんぷら	せな けいこ	4	90
6	はらぺこあおむし	エリック＝カール	6	89
7	どろぼうがっこう	加古 里子	9	85
8	からすのパンやさん	かこ さとし	7	83
9	エパミナンダス	東京子ども図書館	9	81
	コッケモーモー！	ジュリエット・ダラス＝コンテ	9	81

※団体貸出は含まない。

## 5 平成26年度図書館行事

### (1) おはなし会及び映画会

4月	おはなしポケット	5回	164人		
5月	おはなしポケット	4回	130人	金曜ロードショー	3回 42人
6月	おはなしポケット	4回	124人		
7月	おはなしポケット	5回	139人	金曜ロードショー	1回 45人
8月	おはなしポケット	7回	254人	子ども映画会	1回 60人
9月	おはなしポケット	4回	127人	金曜ロードショー	1回 54人
10月	おはなしポケット	5回	141人		
11月	おはなしポケット	4回	96人	金曜ロードショー	1回 78人
12月	おはなしポケット	4回	136人		
1月	おはなしポケット	4回	121人	金曜ロードショー	1回 110人
2月	おはなしポケット	2回	63人		
3月	おはなしポケット	3回	105人	子ども映画会	1回 14人
				金曜ロードショー	1回 105人
合計	おはなしポケット	51回	1,600人	映画会	10回 508人

## (2) その他の行事

月	内 容	参加人数
4月～5月	図書館子どもウィーク 親子でいっしょに音楽会、キャンドルナイトおはなし会等 全3回	延べ 152人
5月～3月	わらべうたの会 親子の部「まめっちょの会」(8回) わらべうたであそぼう会ボランティア養成(8回)	延べ 162人 92人
6月	一般向文化講座「懐かしくて新しい活弁の世界」	119人
6月～7月	児童文化講座「おいでおいでパネルシアターであそぼ」全3回	延べ 82人
6月～3月	チムチム・くらぶ(1・2年生の部、3-6年生の部) ブックトーク、工作、料理、科学あそび、本をつかったゲーム等 全7回	延べ 317人
7月～8月	夏休み児童向講座「見つけるぞ!動物の体のひみつ」	50人
	かがくあそび 低・中学年の部(缶ぶねブーホーホー) 高・学年の部(肺の模型を作ろう)	23人 18人
	こわいおはなし会(小さい子向き・大きい子向き)絵本、紙芝居、パネルシアター、おはなし等	延べ 130人
7月～2月	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」全3回	延べ 64人
10月	企画展講演会「わたしの訳したスウェーデンの子どもの本」 企画展おはなし会「北欧のおはなし会」	43人 44人
11月～2月	読書アドベンチャー	141人
3月	大人のためのおはなし会 図書館まつり 夜の映画会、雑誌リサイクル、布の絵本ワークショップ、図書館ツアー等 全7回	35人 延べ 363人

○団体サービス事業（337回、9,698人）

- ・ブックトーク(小学校読書指導：3年生) 18クラス537人 職員派遣
- ・おはなし会(絵本、紙芝居、おはなし等)  
小・中学校 316クラス 9,018人  
(県立日高特別支援学校、埼玉医科大学国際医療センター院内学級含む。)  
職員及びおはなしポケットボランティア派遣
- ・学校読み聞かせボランティア講習 1回 23人(講師：職員)
- ・図書館訪問・おはなし会  
高萩幼稚園 2回 120人 職員・おはなしポケットボランティア

○ボランティア育成事業（77回、延べ673人）

- ・図書館おはなしポケットボランティア・・・30回 延べ246回  
参加者：おはなしポケットボランティア 13名  
内容：読み聞かせ、ストーリーテリングの練習 パネルシアター等の製作等  
開催日：第1・3水曜日 午前10時～他随時
- ・布の絵本ボランティア・・・47回 延べ427人  
参加者：ポコ・ア・ポコ 13名  
内容：貸出用布絵本の製作  
開催日：毎週木曜日 10時～

○保健相談センター協力事業

「わくわく広場」

対象：1歳児親子（午前10時～10時40分）

内容：わらべうた、手遊び、絵本紹介

指導：職員及びボランティア派遣

実施日及び参加者： 6月 5日（木）1回28人

12月 4日（木）1回10人

○企画展示

- ・大型布芝居展示（4月）
- ・夏休み特別展「骨のひみつをさぐろう」（7月～8月）
- ・「たのしい北欧の絵本とおはなしの世界」展示（10月～11月）

## 6 視聴覚ライブラリー利用状況

### 6-1 教材・機材の保有数（平成26年度末）

#### (1) 教材

16ミリフィルム							ビデオ	合計
アニメ	交通安全	劇	教育	社会	その他	小計		
69	25	28	44	22	23	211	97	308

#### (2) 機材

プロジェクター	16ミリ 映写機	スライド 映写機	OHP	スクリーン (布含む)	暗幕
1	3	1	1	2	7

※プロジェクターは平成19年度寄贈。使用は館内のみ。

### 6-2 利用状況（平成26年度）

#### (1) 教材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16ミリフィルム	0	1	0	2	0	3	0	0	0	4	0	0	10
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	2	0	3	0	0	0	4	0	0	10

#### (2) 機材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プロジェクター	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
16ミリ映写機	0	3	0	1	1	2	1	1	2	1	1	0	13
スライド映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OHP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクリーン	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
暗幕	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	0	3	0	1	3	4	1	1	2	1	1	1	18

## 7 条例・施行規則

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

昭和 56 年 12 月 18 日条例第 19 号

〔注〕平成 16 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号

平成 4 年 3 月 6 日条例第 7 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、日高市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

2 図書館に必要があるときは、分館及び分室を置くことができる。

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日高市立図書館	日高市大字鹿山 370 番地 20

(管理)

第 4 条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第 5 条 図書館に館長、主事その他必要な職員を置く。

2 図書館に、副館長を置くことができる。

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に日高市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市民

4 教育委員会は、前項第 4 号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(目的外使用許可)

第 7 条 教育委員会は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の使用を許可することができる。

- (1) 視聴覚室



- (2) 会議室
- (3) 研修室
- (4) 附属設備

2 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

- (1) 図書館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認められるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

4 教育委員会は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限等)

第8条 前条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(目的外使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により使用できないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第12条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに当該施設等を現状に復さなければならない。第9条の規定により許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月13日条例第19号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成元年教委規則第6号で、同年8月12日から施行）

附 則（平成4年3月6日条例第7号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第10号）

この条例は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

施設等の名称		使用料		備考
視聴覚室		1 時間につき	800 円	
会議室		1 時間につき	300 円	
研修室		1 時間につき	500 円	
附属設備	ピアノ	1 回につき	1,000 円	調律料を除く。
	音響設備	1 回につき	1,000 円	視聴覚室に備付けのものに限る。

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 57 年 1 月 21 日教委規則第 2 号

〔注〕平成 16 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号

平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号

平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号

平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号

平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号

平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号

平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号

平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号

平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、**日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例**（昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 日高市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 12 月 27 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(3) 館内整理日（毎月末日（その日が祝日法による休日、日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、祝日法による休日、日曜日、月曜日又は土曜日でない日）をいう。）

(4) 特別整理期間（毎年 1 回、連続する 9 日以内で館長が定める期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 前号に掲げる曜日以外の曜日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

(目的外使用の日及び時間)

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、**条例第 7 条第 1 項**の施設等を同条第 2 項の許可を受けた者が使用することのできる日は、次に掲げる日以外の日とし、その時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

(1) 月曜日

(2) 祝日法による休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(利用の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第6条 図書館資料又は施設若しくは備品を故意に亡失し、又は損傷した者は、図書館指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。

(館内利用)

第7条 館内において、図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書の館外利用をすることができる者は、市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者でなければならない。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

(登録の手続等)

第9条 図書の館外利用をしようとする者は、前条に規定する要件を有することを確認できる書類(以下「本人確認書類」という。)を提示するとともに、図書館外利用申込書(様式第1号)により館長に申し込み、館外利用の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、本人確認書類の提示を要しない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認められた者について登録を行うものとし、登録をした者に対し、図書貸出券(様式第2号。以下「貸出券」という。)を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(登録の更新手続等)

第10条 前条第3項に規定する登録の有効期間の満了の日(以下「登録満了日」という。)以後引き続き図書の館外利用をしようとする者は、貸出券及び本人確認書類を提示するとともに、館長に申し出て、登録の更新を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認の上、適当と認められた者について登録の更新を行うものとする。

3 第1項の規定により登録の更新を受けた者は、前条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第3項中「登録の日」とあるのは「次条第1項の規定により登録の更新を受けた日(当該日が同項に規定する登録満了日前にあっては登録満了日の翌日)」と読み替えるものとする。

(変更届出等)

第11条 第9条第2項の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出券を亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、登録者が虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、貸与する等不正な行為をしたときは、一定の期間図書の館外利用を停止し、又は登録を取り消すことができる。

3 館長は、登録者が登録満了日以後相当期間を経過しても、前条第1項の規定による登録の更新を受けないときは、登録を取り消すことができる。

(個人貸出しの貸出手続等)

第12条 図書の館外利用をしようとする者は、図書に貸出券を添えて提出するものとする。

2 同時に館外利用できる図書は、10冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 館長は、前項に規定する貸出期間を経過した後、当該図書を返納しない者に対し、一定の期間貸出しを停止し、又はその者の登録を取り消すことができる。

(団体貸出し)

第13条 図書の団体館外利用をすることができる団体は、市内の事業所、機関その他の団体で館長が適当と認めたものとする。

(団体登録の手続等)

第14条 図書の団体館外利用をしようとする団体は、市内に事業所又は事務所を有することを確認できる書類を提示するとともに、団体貸出利用申込書(様式第3号)により館長に申し込み、団体館外利用の登録(以下「団体登録」という。)を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、団体登録の可否を決定するとともに、団体登録をした団体に対し、図書貸出券(団体)(様式第4号。以下「団体貸出券」という。)を交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、団体貸出しの取扱いについては、第11条の規定を準用する。

(団体貸出しの貸出手続等)

第15条 同時に館外利用できる図書は、1団体50冊以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、団体館外利用の図書の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(館外利用の禁止)

第16条 郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不適當と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

(視聴覚資料の貸出し)

第17条 視聴覚資料の利用をすることができる者は、登録を受けた者とする。

2 同時に館外利用できる視聴覚資料は、2点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、視聴覚資料の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(対面朗読)

第18条 視覚障害者及びその他の障害者で館長が必要と認めた者に対して対面朗読を行う。

2 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日を館長に申し出なければならない。

(視覚障害者用録音テープの貸出し)

第19条 視覚障害者に対する視覚障害者用録音テープ(以下「録音テープ」という。)の館外利用は、郵送によることができる。

2 同時に館外利用できる録音テープは、4巻以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(グループの設置等)

第20条 図書館の長は、図書館の事務を分掌させるための組織として、グループを置くことができる。

2 前項の規定により、グループを置き、又はグループを改廃しようとするときは、図書館の長は、あらかじめ、教育総務課長に協議しなければならない。

(所掌事務)

第21条 図書館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公印の保管に関すること。

- (2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (3) 図書館の予算に関すること。
- (4) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 日高市生涯学習センターの維持管理（他の所管に属する部分を除く。）に関すること。
- (6) 図書館協議会に関すること。
- (7) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (8) 児童資料・一般資料及び基本的参考資料の収集・整理・利用に関すること。
- (9) 地域資料（郷土資料・行政資料）の収集・整理・利用に関すること。
- (10) 読書案内・読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。
- (11) 集会行事（おはなし会・講座等）の開催及び展示会に関すること。
- (12) 図書館資料の図書館相互貸借に関すること。
- (13) 配本に関すること。
- (14) 読書の普及・奨励及び関係諸機関との連携に関すること。
- (15) 市史編さん資料の保存・活用に関すること。
- (16) その他図書館奉仕に関すること。

（職制）

第22条 図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、館長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
館長	1 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 図書館の事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定めるとともに、グループを編成し、当該グループのリーダーを指定する。
副館長	1 館長を補佐し、図書館の総合的事項の企画に参画し、及び調整を行う。 2 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 3 グループのリーダーとして、グループの事務を掌理し、グループの職員を指揮監督する。
主査	1 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2 グループのリーダーに指定された者にあつては、グループの事務を掌理し、グループの職員を指揮監督し、グループのリーダーに指定された者以外の者にあつては、当該リーダーを補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
司書	上司の命を受け、主として図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第2項に定める事務に従事する。
業務員	上司の命を受け、業務に従事する。



第 23 条 前条に定めるもののほか、必要に応じて図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
社会教育主事	上司の命を受け、主として社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に定める職務に従事する。

(寄贈及び寄託)

第 24 条 図書館に図書又は資料(以下「資料」という。)を寄贈あるいは寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、員数及び価格を記入し、館長に申し出るものとする。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

(寄託資料)

第 25 条 寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

2 不慮の事故により寄託を受けた資料の損傷又は滅失に対しては、図書館はその補償の責めを負わない。

(図書館協議会)

第 26 条 日高市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 協議会の会議は、館長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(使用手続)

第 28 条 条例第 7 条第 2 項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日高市立図書館目的外使用許可申請書(様式第 5 号)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、条例第 7 条第 2 項の許可をしたときは、日高市立図書館目的外使用許可書(様式第 6 号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免基準)

第 29 条 条例第 11 条の規定による使用料の減額及び免除の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 市、国及び他の地方公共団体が使用するとき 100 分の 100

(2) 社会教育関係団体及び生涯学習を推進する団体が学習文化活動に使用するとき 100 分の 100

(3) その他教育長が認めるとき 教育長が定める額

(委任)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号）

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 4 項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付された図書貸出券は、改正後の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号）

この規則中第 3 条の改正規定は平成 16 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号）

改正

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

（登録の手續等に関する経過規定）

2 この規則の施行の際、現に改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 10 月 1 日以後に貸出券の交付を受けている者は、改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、改正前の第 8 条第 1 項の規定により貸出券の交付を受けた日から起算して 3 年とする。

一部改正〔平成 20 年教委規則 12 号〕

3 改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 9 月 30 日以前に貸出券の交付を受けている者が館長が定める相当期間内に改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けようとするときは、改正後の第 10 条の規定による登録の更新の手續によることができる。

附 則（平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

（日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。



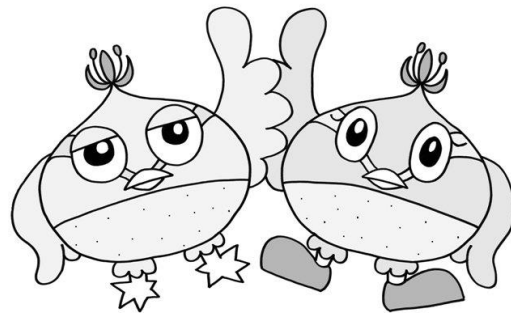
附則第2項中「改正後の第8条第1項」を「改正後の第9条第1項」に改め、附則第3項中「改正後の第8条第1項」を「改正後の第9条第1項」に、「第8条の2」を「第10条」に改める。

**附 則**（平成21年12月22日教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年4月24日教委規則第4号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。



「日高市のマスコット くりっかー・くりっぴー」

日高市立図書館要覧  
平成27年度

発行 平成27年10月  
発行者 日高市立図書館  
〒350-1231  
埼玉県日高市大字鹿山370-20  
電話 042 (985) 5121  
FAX 042 (984) 1081  
E-mail: tosyokan@city.hidaka.lg.jp